

# iTrust 電子処方箋管理サービス向け署名共通モジュール 利用約款

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

この iTrust 電子処方箋管理サービス向け署名共通モジュール 利用約款(以下、「本約款」といいます)は、サイバートラスト株式会社(以下、「当社」といいます)が本約款第2条に定義する契約者に提供する iTrust 電子処方箋管理サービス向け署名共通モジュール製品の利用条件を定めるものです。

### 第2条(定義)

本約款にて別段の定義がなされていない限り、本約款において使用する以下に定める用語は、各々以下の意味で用いられるものとします。

- (1) 「本対象製品」とは、iTrust 電子処方箋管理サービスの各種仕様に準拠した当社の iTrust 電子処方箋管理サービス向け署名共通モジュール製品、マニュアル、附属物、納品物の総称を意味します。
- (2) 「コンポーネント」とは、当社が提供する iTrust 電子処方箋管理サービス向け署名共通モジュールに含まれる複数のソフトウェアコンポーネントを意味します。
- (3) 「契約者」とは、本対象製品の利用契約の当事者となっている法人または団体を意味します。
- (4) 「利用者」とは、本対象製品を契約者のシステム(機械、装置、製品をいいますが、それらに限られません。以下同じ。)に組み込んで利用する者を意味します。
- (5) 「本対象製品利用料」とは、本約款第4条に定める利用期間の間、本対象製品を利用する際に必要となる、当社所定の料金表に定める製品ライセンスの対価を意味します。
- (6) 「販売パートナー」とは、当社との契約に基づき本対象製品を販売する法人または団体その他の組織を意味します。なお、販売パートナーが自己利用を目的に、本対象製品を利用する場合においては、契約者となります。
- (7) 「電子処方箋管理サービス」とは、オンライン資格確認の仕組みを基盤として処方箋の薬剤のデータを医療機関・薬局、患者間で連携できるようにする社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会が実施機関となるサービスを意味します。
- (8) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権およびこれらまたはこれらの登録を受ける権利、ならびに商標権および商標登録出願により生じた権利、著作権法に基づき保護される権利、および不正競争法に基づき保護される権利のいずれかまたはこれらを総称した権利を意味します。

## 第2章 利用契約

### 第3条(利用申込)

1. 契約者は、本約款の内容に同意し、契約者を代表して本対象製品の利用を当社に申込み者（以下、「申込責任者」という）を自己の役員または従業員の中から選定した後、同申込責任者をして本約款を精読させ、かつ同意させた上で当社所定の本対象製品申込書（電磁的記録によるものを含み、以下、「本対象製品申込書」という）を提出させるものとします。
2. 契約者は、本対象製品申込時に、契約者の商号、組織名称、所在地、申込責任者、技術連絡先、本対象製品の利用開始年月日、その他当社が必要と判断する情報を当社所定の方法により当社に対して届け出るものとします。

#### 第4条(契約の成立および契約期間)

1. 本対象製品利用契約は、当社が前条の申し込みを承諾し、契約者に通知（電磁的記録によるものを含む、以下本条において同様とする）を発したときに成立するものとします。ただし、当社は前条の申込書に対する承諾の義務を負うものではありません。
2. 本約款の適用は、前条に定める本対象製品の契約成立直後から効力を有するものとし、次項に規定する本対象製品の利用期間満了の日までとします。
3. 本対象製品の利用期間は、当社が承諾した申込書記載に記載された本対象製品の利用開始年月日から5年後の月末日までの間とします。契約者による本対象製品の利用は、本利用期間に限り許諾されるものとします。

#### 第5条(利用許諾)

1. 当社は、契約者にのみ本対象製品を提供するものとします。
2. 契約者は、前条により成立した利用契約に基づき、自らの業務遂行の目的に限り、本対象製品の一部または全てを契約者のシステムに組み込んで利用者に利用させ得るものとします。
3. 本対象製品には、当社が第三者から許諾を受けて頒布する商用アプリケーション（以下「第三者プログラム」といいます）が含まれており、契約者は、第三者プログラムに収録される個別の使用許諾条件に基づいて各プログラムを使用することができます。第三者プログラムを使用許諾条件個数以上の複数のコンピュータで使用する場合は、別途契約者自らが第三者から適切な使用権の許諾を受けるものとします。
4. 各コンポーネントには、前項以外の個別の許諾条件（GNU General Public License (GPL)、GNU Lesser or Library GPL (LGPL)、Mozilla Public License (MPL)、Apache Software License (APL) 等を含みますが、それらに限られません）に基づいて提供される第三者ソフトウェアが含まれており、それぞれのライセンスに基づいて、ソースコード形式及びバイナリコード形式での複製、改変、再配布が許諾されています。契約者は、各コンポーネントに適用される個別の許諾条件に同意した場合に限り各コンポーネントを使用でき、かつ、個々の許諾条件の範囲でのみ使用ができます。本約款は、個々の許諾条件に基づく契約者の権利を制限するものではなく、また、個々の許諾条件に優先する権利を許諾するものではありません。

5. 契約者は、本条の利用権を第三者に譲渡し、または再利用権を設定してはならないものとします。
6. 当社は、当社が必要と認めた場合、契約者に本対象製品の利用状況について契約者に説明を求めることができ、契約者はこれに対応するものとします。更に契約者は、契約者による本対象製品の利用状況について、当社が当社の必要に応じて監査する権利を有することに予め同意するものとし、契約者は当社の監査の求めに応じるものとします。

#### **第6条(料金の請求)**

1. 当社は、契約者に対して、別途提示する当社所定の料金表および支払条件に基づき、本対象製品利用料を契約者からの注文書または申込書に記載の請求書送付先に請求するものとします。ただし、当社の販売パートナー経由で販売された場合は、当社の販売パートナーから契約者へ本対象製品利用料を請求するものとします。
2. 契約者は、前項の請求に基づき、請求内容を確認の上、請求月の翌月末日までに本対象製品利用料を支払う（当該支払に手数料が発生する場合には、当該手数料は契約者の負担とする）ものとします。ただし、万一、当社の販売パートナーによる期限までに本対象製品利用料の支払が当社に対して実行されないときは、当社は契約者に対して本対象製品利用料を直接請求することができ、契約者は当社に本対象製品利用料を支払うものとします。
3. 本約款第19条第3項の規定に基づき本利用契約が終了した場合であっても当社は本対象製品利用料の返金を行わないものとします。

#### **第7条(禁止事項)**

契約者は、次の各号の行為をしてはなりません。

1. 事前の当社の書面による承諾を得ることなく本対象製品の提供を受ける権利を第三者に譲渡する行為
2. 当社の著作権その他権利を侵害する行為
3. 他人の著作権その他権利を侵害する行為
4. 当社、他の契約者または第三者に迷惑、不利益を与える等の行為
5. 誹謗、中傷、わいせつなど公序良俗に反する行為
6. 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
7. 逆コンパイル、逆アセンブルおよびリバースエンジニアリングする行為
8. 本対象製品および本対象製品に関する情報を第三者に開示または漏洩する行為
9. その他法令に反すると判断される行為

#### **第8条(知的財産権の保有)**

1. 契約者は、当社または本対象製品に関する当社の仕入先、ライセンサーまたは第三者プログラム提供者が、本対象製品に関する発明、考案、意匠、創作に関して発生する特許、実用新案、意匠、商標、著作権その他の知的財産権の一切を有していることを認め、これに対して何らの異議を述べないものとします。契約者は、当社が契約者に対して提供する本

対象製品について、知的財産権に関し、本利用契約の締結によっていかなる権利をも取得するものではないことに合意します。

2. 本対象製品に第三者の知的財産権の侵害が確認され、契約者が本対象製品を利用することができなくなった場合、当社は契約者に代わって当該第三者の使用許諾を受けるか、知的財産権を侵害しないように本対象製品を補正するか、又は本対象製品と同等の機能、サービスに交換するよう、商業的に合理的な方法・コストの範囲内において最善の努力を尽くすものとします。

### 第3章 本対象製品に関わる保証等

#### 第9条(保証)

1. 当社は、本対象製品について当社が指定した環境で当社提供のドキュメンテーションに記載される主要な機能を、本利用契約締結時に提供された電子処方箋管理サービスとの連携において、本対象製品が発揮することを保証します。
2. 当社は、本利用契約締結後に生じた電子処方箋管理サービスの機能や仕様の変更において、前項に示す本対象製品の主要な機能の発揮を保証しません。
3. 当社は、本対象製品が、誤り、動作不良、エラー若しくは他の不具合が生じないことを保証しません。
4. その他当社が提供する本対象製品に関し、当社は、明示か黙示かを問わず、他の権利を侵害しないこと、商品性または特定目的への適合性を含む事項等の一切の表明および保証を行わないものとします。また契約者は本対象製品を現状有姿で利用することに同意し、ならびに自己のみの判断で、かつその責任において利用するものとします。
5. 当社は、第4条第3項に定める本利用期間において電子処方箋管理サービスが停止または終了しないことを保証しません。

#### 第10条(本対象製品の不適合)

1. 前条1項に定める保証に反して本対象製品に不具合（隠れた瑕疵を含みます）があった場合（以下、「本対象製品の不適合」といいます）、契約者は当社に対して、本対象製品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる追完を請求することができるものとします。ただし、契約者が当該請求を行える期間（瑕疵担保期間）は本利用契約締結時から1年間とするものとします。また、本対象製品の不適合の如何にかかわらず、契約者は当社に対して本対象製品利用料の減額を請求することはできません。
2. 前項の定めにかかわらず、契約者は、本製品の不適合により、契約締結の目的を達することが著しく困難となる場合、本利用契約を解除することができます。
3. 第2項による本契約の解除により契約者に生じた損害について、当社が負担することのある損害賠償の限度額は、本約款に定める他の規定にかかわらず、契約者が本対象製品利用料として当該損害発生年度に支払った金額を超えないものとします。その他については、

当社は賠償の責を負わないものとします。

4. 当社は、本約款に定める他の規定にかかわらず、契約者に対し、一切の間接損害、特別損害、懲罰的損害、付随的損害または派生的損害について、たとえそれらが予見可能であったとしても、何等の責も負わないものとします。
5. 本対象製品の不適合に関する当社の責任は、本条において明示的に規定された内容がすべてであるものとします。

## 第4章 本利用契約の終了

### 第11条(契約の失効)

本利用契約は、性質上当然に失効後も有効に存続する条項を除き、以下のいずれかの場合に効力を失うものとします。

- a. 当社または契約者から、本利用契約の終了意思および終了の時期を記載または記入した当社所定の方法による通知があった場合
- b. 本約款第6条に定められた支払いが行われなかった場合
- c. 本約款第10条第2項に該当する場合
- d. 本約款第12条に該当する場合
- e. 本約款第17条に該当する場合
- f. 本約款第19条第3項に該当する場合
- g. その他の理由により本利用契約が解除された場合

### 第12条(契約の解除)

当社は、契約者に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何らの催告を要せず本利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、この場合でも、当社は既に支払を受けた本対象製品利用料を返金しないものとします。

- a. 本約款に違反した場合
- b. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- c. 資産の一部または全部に対して差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立を受けた場合
- d. 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他のこれに類似する法的整理手続開始の申立があった場合
- e. 解散の決議を行いまたは解散命令を受けた場合

## 第5章 一般条項

### 第13条(譲渡)

契約者は、本利用契約の地位、本利用契約から派生する権利または義務を譲渡することはできません。本条項に違反して譲渡しようとしても、それは無効です。当社は契約者に通知することにより、本利用契約上の地位、本利用契約から派生する権利または義務を第三者に譲渡することができるものとします。

#### 第14条(秘密情報の管理)

1. 契約者が当社に対して本対象製品の利用のために提供した情報、および本利用契約の一方当事者が他方当事者に対して秘密であることを明示して開示した情報については、これらを「秘密情報」と呼び、当該秘密情報の受領当事者はこれを秘密として管理し、かつ第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、(a)開示当事者が受領当事者に対して開示した時点で公知である情報、(b)開示当事者の開示前に受領当事者が既に知っていた情報、(c)受領当事者が独自に開発した情報、(d)開示当事者以外の第三者から、開示当事者との間の守秘義務に違反することなく入手した情報については、「秘密情報」に含まれないものとします。
2. 受領当事者は、秘密情報を本対象製品の提供または利用に関わる目的以外の目的で使用してはなりません。
3. 受領当事者は、秘密情報が開示当事者の許諾なく第三者に対して開示または漏洩されたことを知った場合には、直ちに開示当事者にこの旨通知して、その対策および原因究明を協議し、報告しなければならないものとします。
4. 本利用契約が期間の満了により終了し、または本利用契約が解除された場合、受領当事者は、解除の日の翌日から起算して1週間以内に開示当事者から返却の要請がない限り、開示当事者から受領した秘密情報を廃棄するものとします。また、本利用契約の終了または解除後は、受領当事者は開示当事者の承諾がない限り、いかなる目的であっても、秘密情報を利用してはならないものとします。

#### 第15条(第三者による情報の取り扱い)

当社は、契約者の秘密情報を本対象製品の提供に必要な範囲内に限り、第三者に取り扱わせることができるものとします。また、当社は、法令、裁判手続、行政官庁からの正当かつ合理的な要求に基づき契約者の情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとします。ただし、この場合において、当社がかかる要求に従った場合には、その旨、提供先および提供した秘密情報の内容を遅滞なく契約者に通知するものとします。

#### 第16条(独立当事者としての関係)

契約者はいずれも当社の代理人、依頼人、従業員または雇用主の関係にあるものではなく、当社との関係において、一方当事者の行動の法的効果が他方当事者に帰属、または一方当事者の行動によって他方当事者が自動的に拘束される関係にはないものとします。

#### 第17条(反社会的勢力の排除)

1. 当社は、契約者および利用者が次の各号に該当した場合には、なんらの通知、催告も要さず直ちに本契約および本契約に関連する契約(ライセンス契約を含みますが、これに限りません)を解除することができるものとします。
  - a. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動・政治活

動等標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)であるとき、または、反社会的勢力であったとき、その他それに準じた合理的事由が認められるとき

- b. 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- c. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- d. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- e. 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- f. 契約者の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- g. 自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的または威迫的行為、もしくは風説を流布し、偽計または威力を用いて当社のお名譽や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為等を行ったとき
- h. 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしたとき

2. 前条の規定により本契約および本契約に関連する契約を解除した場合には、契約者に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、契約者はその損害を賠償するものとします。

#### 第18条(輸出関連法令の遵守)

1. 本対象製品には、「外国為替及び外国貿易法」又は米国輸出管理規則で規制される技術が含まれています。このため、契約者は直接又は間接を問わず、本対象製品の全部もしくは一部を単独で、他の製品と組み合わせ、又はこれらを他の製品の一部として、次の各号に該当する取扱いを一切、行ってはならないものとします。なお、この禁止行為は、本対象製品の姿形、提供形態等を変更された場合も適用されます。
- a. 「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則にて禁止されている国・地域に輸出又は持ち出すこと。なお、これらの国・地域は「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則の改正により変更されるので、最新の「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則に従うこと。
  - b. 前号に規定されている国・地域の国籍を有する者に対して、米国輸出管理規則にてみなし輸出又はみなし再輸出とみなされる提供を行うこと。
  - c. 経済産業省の発行する外国ユーザーリスト若しくは米国輸出管理規則で定められているDenied Persons List 若しくは Entity List 又はこれらに相当するリストに提供禁止の旨の記載がされている者に提供すること。
  - d. 前c号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規で禁止されている行為を行うこと。
  - e. これらの法規制には、原子力兵器、化学兵器もしくは生物兵器、またはミサイル技術

の開発、設計、製造または生産に関する法律、規制、および規則を含みますが、それらに限りません。

2. 契約者は、本条第1項で禁止されている取扱い以外の次の各号に該当する取扱いをする場合、「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続をとるものとします。
  - a. (1)輸出するとき。(2)海外へ持ち出すとき。(3)非居住者へ提供し、又は使用させるとき。(4)前c号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。
3. 契約者は、上記に同意し、当該国に所在していないこと、当該国の管理下でないこと、当該国の国民もしくは居住者ではないこと、または当該リストに掲載されていないことを表明し保証したものとします。

#### **第19条(本約款の変更)**

1. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を随時変更できるものとします。本約款が変更された場合、変更後の本対象製品の提供条件は、変更後の本約款に従うものとします。
2. 本約款の変更を行う場合、何らかの方法（当社のウェブサイト、または電子メール）により事前に通知を行い、当該約款に記載する発効日、または、同時添付する書面で指定したときの当該指定日の、いずれか遅い時期の到来をもって効力を生ずるものとする。
3. 契約者が変更後の本約款に同意できないときは、契約者は、前項に定める予告期間中に当社に対してその旨書面により通知することにより、本対象製品の利用契約を解除することができるものとします。ただし、変更が軽微で契約者に特に不利益にならないと当社が判断するもの（変更が契約者の一般の利益に適合するとき、または変更が本対象製品の利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性が変更に係る事情に照らして合理的なものである）はこの限りではありません。

#### **第20条(分離可能性)**

本約款のいずれかの条項の全部または一部が、無効と判断された場合であっても当該条項は、本約款の他の条項の効力にいかなる影響をもあたえず、本約款自体および他の条項はいずれも有効に存続するものとします。

#### **第21条(完全合意)**

本約款は、本対象製品の利用に関する契約者との間の完全なる合意を形成するものとし、口頭または書面を問わず、契約者と当社との間で本約款の合意以前にまたは本約款の合意日現在なされたすべての表明、了解、通知および了解に取って代わられ、かつそれらに優先するものとします。

#### **第22条(準拠法、裁判管轄)**

本約款は、日本国の法律に従い解釈されるものとします。本約款に関連する訴訟については、東



京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第23条(不可抗力)**

天災地変、戦争、内乱、裁判所の命令、労働争議、暗号技術の弱体化、その他これらに類似する事態で当社の合理的な支配を越えた事由により、当社の本約款上の義務の履行が一部または全部遅延した場合には、当社は当該遅延期間について本約款上の義務の履行を免れ、契約者およびその他の第三者に対し、何らの責任も負わないものとします。

#### **第24条(通知)**

契約者から当社宛のすべての通知は、本約款に特に定める場合を除いて、書面によりなされるものとし、以下の住所宛に郵送され当社が受領した場合に到達したものとみなします。

宛先：106-0032 東京都港区六本木 1 丁目 9 番 10 号 アークヒルズ仙石山森タワー 35 階  
サイバートラスト株式会社 iTrustサポートデスク

#### **第25条(存続条項)**

第8条(知的財産権の保有)、第11条(契約の失効)、第12条(契約の解除)、第13条(譲渡)、第14条(秘密情報の管理)、第22条(準拠法、裁判管轄)および第23条(不可抗力)の規定は、本利用契約終了後も有効とします。

発効日：2023年4月27日

[以下余白]